

インド第3次5カ年計画と民間側見解

—— 商工会議所連盟案と国民会議派案の比較検討 ——

は せ やま たか ひこ
長 谷 山 崇 彦

は し が き

インドの第2次5カ年計画は1961年3月末に終了し、4月から第3次5カ年計画にはいることになっている。現在その第3次計画原案は政府の計画委員会により検討中であり、60年3月末から4月にかけてその最終案が公表される予定である。

インド経済の基本方針となっていた「社会主義型社会」(Socialistic Pattern of Society)も、外貨危機による第2次5カ年計画の困難と、西欧側とくにアメリカの援助に期待する民間部門の優勢化によって一時は大幅に軟化したように思われたが、第2次計画後半期においては国民会議派のナグプール決議を契機としてふたたび公共部門中心の社会主義型社会の構想が勢力を回復してきた。

1959年5月、国民会議派により第3次5カ年計画が討議されたオータカムンド・ゼミナールにおいては、公共部門の優位と社会主義型社会の基本方針がいっそう強く打ち出されたが、これに対してインド商工会議所連盟を中心とするインドの民間部門の代表団体は、民間部門を重視することを主張、国民会議派の社会主義化傾向に反対して59年9月に「第3次5カ年計画——試案要綱」(The Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry: The Third Five-Year Plan——A Tentative Outline)を発表した。

インド経済が今後資本主義、社会主義のいずれ

の方向に傾くかは、その公共部門と民間部門との比率、勢力のバランスにかかるところが大きい、その意味において第3次計画に関する民間案が政府案と比較して、どのような特色を有するかを考察することはきわめて興味ある問題であろう。インド商工会議所連盟案である The Third Five-Year Plan——A Tentative Outline は比較的簡単な小冊子であり、またこれを比較するための政府原案である Certain Dimensional Hypotheses Concerning the Third Five-Year Plan もこの要約を中心としたものであるから、これらの資料から第3次5カ年計画の政府案と民間案の全体を詳細に検討することはかなりむずかしく、したがって本稿は第3次計画の政府案の大要と民間案とのおもな相違点を比較検討することにより第3次5カ年計画に対する民間の考え方を明らかにするものである。

以下まず民間案の特色を明らかにするために比較検討の対象となる政府原案について一般的考察を行ない、ついで商工会議所連盟案の大要と政府案との比較検討を行なうこととする。

I 政府案の輪郭

1. 第3次5カ年計画の基本目標

第3次5カ年計画に関するインド政府原案における基本目標はつぎの通りである。

(i) 人 口……今後10年間に年2% (都市

4%、農村2%弱)の割合で増加し、1965~66年の人口は農村3億7000万人、都市1億人で合計4億7000万人となろう。毎年の労働力増加は農村において240万人、都市において110万人と予定されている。

(ロ) 国民所得……第2次計画期間中は1人当たり所得は年に約4%の率で増加しつづけるものとし、第3次計画期間中には年6%の成長をするものと推計される。1960~61年における国民所得は57~58年の価格算定で1250億ルピー、65~66年には1700億ルピーに達しよう。

(ハ) 純投資支出……総額1000億ルピーである(注1)。

(ニ) 農業生産……年5%の率で増加すると予定される。第3次計画期間中においては外貨節約のため食用穀物の輸入は計画されておらず、この需要増大に見合うだけの生産増大が期待されているわけであり、また穀物以外の農業生産も全体として年に約5%の増大を見込んでいる。

(ホ) 雇 用……労働年齢に達したすべての新規労働人口を有給職業に吸収することを目的として、農村の毎年の新規労働力増加240万人、都市のそれを110万人と予定している。またすべての働く者に最小限の合理的所得をもたらす経済の均衡的発展のためには、鉱工業において40%の雇用をもつことが必要とされている。

第1表 第3次計画期間における年平均投資と新規雇用量

部 門	投 資 (1000万ルピー)	雇 用(人)
電 力	140	6,000
基 幹 産 業	200	25,000
その他大規模工業	200	133,000
鉱 業	60	40,000
小 規 模 工 業	60	200,000
計	660	404,000

(注1) 第1次5カ年計画における純投資総額の実績は310億ルピーであったが、第2次5カ年計画では620億ルピーと決定された。

2. 投資の配分

上述の目標と第2次5カ年計画の投資配分形態に従って第3次計画における投資配分は第2表のように予定されている。

その主要点をみると、(1) 工業投資(電力、基礎大規模工業、小規模工業)は純投資支出総額の30%をしめ、第2次計画における比率とだいたい同じである。また鉱業、工業(電力を含む)、運輸・通信に対する投資は第2次計画におけると同様に投資支出の約半分をしめる(第3表参照)。

(2) 農業投資80億ルピーの半分は農村金融のためであり、これは農家が肥料(これだけで150億ルピー)、殺虫剤、農具、改良種子の購入などに必要であり、農家やその協同組合が各種の土地改良や農業開発事業を遂行することができるようにするものである。基準年度(1960~61年)の穀物生産は7500万トン台と想定されており、毎年5%の増産は第3次計画末期には約2000万トンの増産をもたらすものとみられる(連盟案による穀物の目標生産額は同期末までに1億~1億200万トンとなっており、政府案にはほぼ一致している)。

(3) 住宅に対する投資は、都市人口の増加を計画期間中に1500万人、300万世帯とし、その総費用は150億ルピー、また農村における家族の増加は約700万で30億ルピー、合計180億ルピーとなる。

(4) 教育部門への投資は主として小学校の建築に対するものである。新規入学の学童(6~11歳)は1960~61年の2500万人から65~66年までに5000万人に増加する(65~66年には11~14歳までの義務教育と、技術改善と施設拡大のための費用や教師の給与は経常開発支出に含まれる)。

(5) 国民保健計画においては、一般民衆に対する保健設備の増加とくに農村における産児制限一家族計画—運動を浸透させるための保健サービスのすみやかな普及拡大をねらっている。

3. 公共部門と民間部門に対する純投資の配分

公私両部門における投資の配分率は年次の経過につれ前者の漸増傾向を予定している。このことはインドの政治指導層の意図する経済政策の方向がいわゆる「社会主義型社会」であることを示すものといえよう。

4. 資金調達計画

資金調達計画を国内資金と外資に区分すると第5表の通りである。

第1次5カ年計画の報告では1956~57年までに50%の限界貯蓄率を仮定し、これに基づいて投資率は68~69年までに国民所得の20%に達するものと仮定された。現在の段階ではこの投資率に対する期待は極度に高いと思われる。現在の計画案では投資率は1960~61年には7%から11%、65~66年までに14%、70~71年までには16%に増大するものと仮定されている。国民所得の16~7%という投資率は不可能ではないにしても、まったく決定的な高率であろう。投資率を数カ国にわたって考察すると、純投資率は西欧諸国15~30%、日本16~20%、粗資本形成率は日本24~30%、チェコ・ポーランド20~5%、

第2表 投資配分形態

部 門	比 率 (%)	第3次計画における投資額 (1000万ルピー)
鉄 業 (石油工業を含む)	3	300
電 力	7(11.5)	700(1,150)
基礎大規模工業	20	2,000
小規模工業	3	300
運輸・通信 (道路を含む)	17(11)	1,700(1,100)
小 計	50(62.5)	5,000(6,250)
農 業	8(12)	800(1,200)
灌 漑	7(4.5)	700(450)
住宅その他	18	1,800
学校・病院その他	6	600
その他の建設	4	400
雑 (在庫を含む)	7(7)	700
小 計	50(37.5)	5,000(3,750)
計	100(100)	10,000(10,000)

(注) (1) カッコ内の数値は商工会議所連盟提案のもの。(2) *印は電力を含まない。

第3表 第2次5カ年計画の投資計画(公共・民間部門)

(単位: 1000万ルピー)

投 資 部 門	公 共 部 門	比 率 (%)	民 間 部 門	比 率 (%)	計	比 率 (%)
農業(村落開発,灌漑,村落小規模工業を含む)	914	14.8	300	4.8	1,214	19.6
鉄 業 工 業	670	10.8	575	9.3	1,245	20.1
電 力	407	6.6	125	2.0	1,867	30.1
運 輸 ・ 通 信	1,335	21.5				
社会サービス(建設を含む)	455	7.3	1,000	16.1	1,455	23.4
在 庫 そ の 他	19	0.3	400	6.5	419	6.8
計	3,800	61.0	2,400	39.0	6,200	100.0

(出所) Government of India. *Second Five-Year Plan*. pp. 56~7.

ラテンアメリカ数カ国15~30%である。第2次計画案では「インドにおける投資率は努力次第では上述の水準(すなわち1956~66年までに14%、その後は16~7%に安定化する)までに引き上げられようと仮定することは合理的であろう」と結論しているが、第3次計画案で考案されているモデルでは65~66年までの純投資は国民所得の14.1%

第 4 表 第 3 次 5 カ年計画の公共・民間投資配分

(単位：1000万ルピー)

年度 部門	1960/61	1961/62	1962/63	1963/64	1964/65	1965/66	合 計
公共部門	900	1,050	12,00	1,340	1,500	1,650	6,740
民間部門	500	550	600	660	700	750	3,260
計	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	10,000

(注) 1957～58年の価格に基づく。

第 5 表 国内資金と外国資金

(単位：1000万ルピー)

部 門	第 3 次 計 画						合 計
	基準年度 1960/61	1961/62	1962/63	1963/64	1964/65	1965/66	
国内貯蓄	1,050	1,300	1,550	1,800	2,050	2,300	9,000
投資を目的とする 外国資金	350	300	250	200	150	100	1,000
小 計	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	10,000
返 済 用	60	100	90	70	60	50	370

(注) 1957～58年価格を基準とする。

に達し、その一部（4～5%）は外国援助によるものである。外国援助に対する依存度は計画年次を経過するにつれて加速的に減少し、総投資に対するその割合は、1960～61年の25%から65～66年にはわずか4.3%に減少する（第5表参照）。（この場合第3次計画期間中負債の返済に必要な援助約350～400千万ルピーを計上していない。）

5. 公共部門の資金調達計画

この主要財源はだいたいつぎの通りである。

(1) 現在、国民所得の8%をしめる所得税を1960～61年の100億ルピーから、65～66年までに136億ルピーに引き上げる。したがって600億ルピーとなる。

(2) 公共企業からの繰り入れ金は100億ルピーであるが、その内訳は鉄道が35億、鉄鋼が45億、肥料が5億でその他（石炭・石油採掘機械など）15億である。

(3) 穀物取引税で、これは1トン当たり50ルピーの市場向け余剰（1960～61年の7500万トンから65～66年には9500万トンに増大すると仮定されている総生産額の40%）が3400万トン×5年で85億ルピーとなる。

(4) 織物と他の工業生産物に対する付加税（価額の10%）は45億ルピーである。

(5) 法人付加税、富裕税、所得付加税などは40億ルピーである。

(6) 農業生産税（総価額の8～10%、600億ルピー）、灌漑地（1960年の6000万エーカーは65年までに8500万エーカーに達す

る）1エーカー当たり35ルピーと、乾燥地（約2億エーカー）1エーカー当たり15ルピーの土地税をあわせて270億ルピーとなる。

(7) 純貯蓄と借入れは50億ルピーである。

以上(1)から(7)までの合計をとると1190億ルピーとなる。

(8) 政府行政支出と経常開発支出は620億ルピーであるから、上記合計から差し引くと570億ルピーとなる。

(9) 外国からの借り入れは100億ルピーであるから、結局

(10) 公共部門における純投資は670億ルピーとなる。

6. 外貨必要額とその調達計画

第3次計画における鉱工業部門の外貨必要額は第6表の通り188億9000万ルピー、また第3次計画に必要な総輸入額は第7表の通り539億ルピーで

ある。これに対して外貨収入額は第8表のように437億5000万ルピーと算定されている。

したがって100億ルピーにのぼる外国からの借入れを必要とするわけであるが、もし1965～66年の輸出が72億ルピーの水準にとどまり、また貿易外収入も18億ルピーをこえない場合には、5カ年間に25億ルピーの外貨収入の不足が生ずることとなる。しかしこの場合には消費財その他の輸入を年平均5億ルピーに切り下げることによりほとんどカバーできると予想している。

7. 公共・民間両部門における投資形態

公共・民間両部門の投資形態は第9表の通りである。このうち公共部門を中心とする投資形態は政府の工業発展政策に一致するものであり、「社会主義型社会」(Socialistic Pattern of Society)の正当な過程において

達成せんとする目標のなかに想定されている経済において、公共部門のもつ重要性が増大しているという事実を反映するものである。

8. 国民所得計画

計画期間中における国民所得計画は第10表の通りであり、国民所得は1960～61年の1250億ルピーから65～66年の1700億ルピーに増加する計画である。

第6表 鉱工業部門計画における外貨必要額

部 門	純投資総額(A) (1000万ルピー)	必要外貨額の(A) との比率(%)	必要外貨 (1000万ルピー)
鉱業と石油	300	50	150
電力	700	50	350
基幹工業	1,000	50	500
組織的大規模工業	1,000	40	400
小規模工業	300	20	60
運輸・通信	1,300	20	260
道路	400	5	20
農業	800	2	16
灌漑	700	5	35
住宅・学校など	2,800	1	28
在庫および雑	700	10	70
計	10,000	19	1,889

第7表 第3次計画所要総輸入額

(単位: 1000万ルピー)

項 目	金 額	項 目	金 額
機械と設備	1,890	消費財	500
工業原料	3,000	計	5,390

第8表 外貨収入額

(単位: 1000万ルピー)

項 目	1960/61年	1965/66年	第3次計画期間
商品輸出	650	770	3,350
貿易外収入	130	200	825
計	780	970	4,375

II インド商工会議所連盟案の概要とその特色

1. 基本目標

インド商工会議所連盟の「第3次5カ年計画——試案要綱」を前述した政府案と比較検討することによりその概要と特色をみると、本要綱はその入手した資料から推察しうるかぎりにおいては、人口問題、成長率などの基本的目標の分析は第11表

第9表 投資形態

(単位：1000万ルピー)

投資対象	公共部門	民間部門	合計
鉱業と石油	200	100	300
電力	650	50	700
基幹産業	800	200	1,000
組織的大規模工業	500	500	1,000
小規模工業	200	100	300
運輸・通信	1,250	50	1,300
道路	400	—	400
農業	600	200	800
灌漑	500	200	700
住宅	600	1,200	1,800
学校・病院など	500	100	600
その他の建築	100	300	400
在庫その他	400	300	700
計	6,700	3,300	10,000

第10表 国民所得計画

(単位：1000万ルピー)

項目	1960/61年	1965/66年
農業その他	5,950	7,650
鉱業と製造業	1,350	2,500
小規模工業と建設	1,100	1,400
運輸・通信	350	550
貿易・商業	1,950	2,600
自由業・サービス業	750	950
政府行政	550	750
貸付料	500	600
国民所得	12,500	17,000
推計人口 (100万人)	424	473
1人当たり国民所得 (ルピー)	295	359

(注) 1957~58年価格を基準とする。

の通りで政府案のそれとほぼ一致している。

また純投資総額は政府案と同様に1000億ルピーを予定している。そして「この投資額は現在の財源利用可能度からみると膨大にすぎると思われるが、経済発展のための根本的要請からみればとくに野心的なものではない」として、総投資額に関

するかぎり第2次計画案の場合のように政府案に対する反論はみられない^(註2)。

しかし問題はその実現の可能性と実行方法である。連盟案によると「この資本形成額は、もしも経済行政の諸条件がみたされるならば、決して可能な限界をこえるものではないが、もしこの必要諸条件を欠く場合にはかかる大計画を考えることは非現実的であり、インドはより低位の発展率に甘んじなければならぬ^(註3)」と力説している。「経済行政の諸条件」とはいかなるものであるかは具体的に説明されていないが、連盟案の序言はこれに関連してつぎのように述べている。「われわれはまず第1に、農業部門であると工業部門であることを問わず生産者に適切な経済的環境と投資誘因を与えることによって実質所得を増大させることの重要性を強調しなくてはならない。このことは適切な財政政策と課税措置によるならば遂行できるものである。もしこれが遂行されなければ、この大計画はわれわれの努力の成果の尺度となるよりも、単なる緊急要請の宣言ということだけに終わってしまうであろう」と。

要するに連盟案における資本形成方策についての基本的な考え方はつぎのように要約しよう。
(1)外部経済の創造は政府の公共投資に期待する。

(2)現行の公共部門中心主義の経済政策ときびしい課税政策を改定して民間投資を誘因する経済的環境を創設する。(3)経済建設のおもな担い手は公共部門であるとしても、公共部門と民間部門の比率においては、民間企業が現在までに果たしてきた役割の重要性にかんがみて、民間企業の活動と投資にいっそう多くのことを期待する。したがって国家は民間企業と企業家精神の育成に努力しなくてはならない。

以上のような考え方で連盟案はつぎの諸点において政府案との間に大きな相違点がみられる。すなわち、(1)公共民間両部門における投資の配分と優先順位、(2)工業、運輸など主要な投資部門における投資配分の比率、(3)ある主要な投資部門(たとえば工業部門)における公共部門と民間部門の役割、(4)資金調達計画などの諸点である。

(注2) 第2次5カ年計画では、P・C・マハラノビスの勧告案(P. C. Mahalanobis, *Draft Recommendations for the Formulation of the Second Five Year Plan, 1956~61.*)に基づき、政府の計画委員会と大蔵省により純投資総額560億ルピーの試案要綱(*The Second Five Year Plan—A Tentative Framework*)が発表されたが、これは投資の4分の1が工業投資で、その配分は公共75:民間25で公共部門中心主義であった。この政府案に対して計画委員会経済審議会の一員であるB・R・シェノイがその反対論(B. R. Shenoy, *A Note of Dissent on the Memorandum of the Panel of Economist*)において、インフレ防止のために投資を350~400億ルピーに押さえるべきであると主張した。またインド商工会議所連盟では投資を720億ルピー、そのうち工業投資は200億ルピー、運輸通信投資は200億ルピーとして、消費財工業投資と民間投資を圧迫しない重工業建設を可能とする民間試案(*The Federation of Indian Chamber of Commerce and*

第11表 連盟案による基本目標

項 目	1961年	1966年
人 口 ⁽¹⁾	41(42.4)	44.5(47.3)
国 民 所 得 ⁽²⁾	12,800(12,500)	16,800(17,000)
1 人 当 たり 所 得 ⁽³⁾	310(295)	375(359)
5 年 間 の 投 資 額 ⁽⁴⁾		10,000(10,000)

(注) 単位はそれぞれ(1)1000万人、(2)1000万ルピー、(3)ルピー、(4)1000万ルピーである。

(出所) *The Times of India*, Oct. 29, 1959 および政府原案に基づく。

Industry, *Draft Note on the Second Five Year Plan*)を發表した。結局1956年4月に政府の最終案(*Government of India, Second Five Year Plan*)が発表されたが、これは主として工業部門における政府活動に対する民間試案の要求が大きく反映して、工業部門の政府投資中心主義が相当緩和され、勧告案による公共75:民間25が公共55:民間45となり、また計画規模も拡大され、投資は620億ルピー(公共380億ルピー、民間240億ルピー)となった。[資料] アジア協会編『アジアの経済開発——東南アジア編——』81~102ページ。

(注3) インド商工会議所連盟の事務総長G・L・バンサル(G. L. Bansal)はつぎのように述べている。「この必要条件が満たされないとしても、経済成長は停止はしない。たしかにある程度の成長率は維持できよう。しかし飛躍(take-off)に向かう明白な変化が今後10年間に起こることを望むならば、現在の経済政策を早急に改定することが必要である。インドの潜在的経済力は無限であり、この経済構造から引き出されるであろう投資と所得の増大は、つくり出される問題に対するアプローチの仕方とその処理方法いかにかかっている。……インド経済の潜在力は、もし必要な諸条件が与えられるならば5年間に1000億ルピーの投資を容易にするであろう」(*The Times of India*, Oct. 30, 1959)。

2. 投資配分形態と優先順位

主要投資部門および公共・民間両部門における投資配分を、政府案・民間案について比較してみると第12表の通りである。

第 12 表 政府案と民間案による投資配分の形態

(単位：1000万ルピー)

投 資 対 象	公 共 部 門		民 間 部 門		合 計		総 投 資 と の 比 率 (%)		第 2 次 計 画 (%)	第 1 次 計 画 (%)
	政府案	民間案	政府案	民間案	政府案	民間案	政府案	民間案		
農 業 ・ 村 落 開 発	600	850	200	350	800	1,200	8	12	14.5	16
灌 漑	500	400	200	50	700	450	7	4.5		
電 力	650	1,000	50	150	700	1,150	7	11.5		
鉱 工 業	1,700	1,000	900	3,000	2,600	4,000	26	40	24.5	17
運 輸 通 信	1,650	900	50	200	1,700	1,100	17	11	22	16
社 会 サ ー ビ ス	1,200	900	1,600	500	2,800	1,400	28	14	23	32
そ の 他 (在 庫 を 含 む)	400	450	300	250	700	700	7	7	7	7
計	6,700	5,500	3,300	4,500	10,000	10,000	100	100	100	100

(出所) 第 2 表、第 9 表および前記の Indian Chamber of Commerce and Industry, *The Third Five Year Plan-- A Tentative Outline* によって作成した。

(1) 政府案によれば純投資総額1000億ルピーのうち政府投資は670億ルピー、民間投資は330億ルピーで公共67：民間33の比率である（第1次計画では49：51、第2次計画は61：39）。これに対して連盟案によると純投資総額1000億ルピーを公共55：民間45に配分する。この配分比率は連盟のパンサー氏によれば、公共49：民間51という比率があらわれた第1次計画が成功のうちに遂行されたという経験と第2次計画中における民間部門の活動、将来の経済的潜在力に対する野心的目標などを考慮に入れて設定したもので、公共部門に与えたこの55という配分比率はもっとも望ましい経済環境下で国家に与えうる最高比率である。しかしこの公共部門のより大なる比率は、公共部門の比率が相対的にも絶対的にも、また長期短期いずれにしても、民間部門より大きくなくてはならないことを意味するものではない^(註4)。

(2) 政府案では鉱工業投資が純投資総額の26%、電力投資が7%、合計33%となり、第2次計画に引きつづき重工業化への強い意図がみられる。これに対し、連盟案は政府による適切な経済環境の創造に基づき、民間工業部門の発展を中心とす

る工業化と経済発展を望み、鉱工業のみに40%の投資配分をして、さらに民間投資だけで30%の投資を行なおうとしている^(註5)。

(3) 政府案では社会主義型社会の建設という従来の基本方針に沿って、公共部門が民間部門よりも優位をしめ、その比率も第3次計画期間を通じて漸増の傾向にある(第4表参照)。

連盟案では前述のように民間部門が鉱工業において断然優位をしめており、他方社会サービス、灌漑、運輸通信など社会一般資本や外部経済の創造に対しては公共部門により多くを期待している。

(4) 政府案は社会福祉部門を重視し、280億ルピーを予定しているのに対し、連盟案は140億ルピーで政府案の2分の1にとどまっている。また運輸通信への投資も政府案の170億ルピーに対し110億ルピーにすぎない。これは公共部門の比率を漸増し、政府投資を中心とする工業化政策と社会福祉政策とを同時に並行せんとする政府の政策と根本的に対立するところである。この政策上の相違の根源となっている民間部門の言い分は、きわめて簡単ではあるがつぎのように考察される。

(イ) 鉱工業部門における公共1：民間3の投資

配分は上に述べたように第1次と第2次計画の経験的事実に基づいたものであるが、公共と民間部門の配分を決定しこれを実行することは工業発展の目的にあまり役立たない。計画の選択と投資配分において重要なことは効率的・近代的・競争的工業構造を国内に設立するとである。

(甲) 公共企業はよいコンサルタント・サービス、專業化された機関がないから経営管理は停滯的、非能率的となる。しかしそれだからといって自由放任主義や適者生存を力説しているのではない。ただ現在想定されている計画が遂行されるためには政府行政の修正が不可欠であることを要請しているのである。

(乙) 民間部門による投資は、それによる発展の利益の要求だけでなく、健全な成長に必要な労働に必ず伴う責任と危険と労苦とを引き受けることを意味する。

つぎに連盟案による鉄工業における優先的部門をみるとつぎの通りである。

(1) 有機質および無機質肥料の増産。これは工業発展を穀物生産の30~40%増産という緊急要請に結びつける目的をもっている。

(2) 工作機械やトラクターを含む重工業機械製作において自給自足に近い水準を達成する。

第13表 連盟案による鉄工業部門の能力と投資に対する第3次計画の目標

項 目	単 位	能 力 (1965~66年)	投 資 (1000万ルピー)	
鉄・冶金	石 炭	100万トン	90	175
	石 油 (踏査を含む)	ク	10	300
	鉄 鋼 {鋼塊 鋼材	ク	9	400
		ク	6.75	
	マンガン鋼	10万トン	4	15
その他 (非鉄金属を含む)	—	—	200	
機工 学関 係	重 機 械	—	—	500
	その他工業機械 ⁽¹⁾	—	—	225
	鉄 道 車 両	—	—	125
	そ の 他 ⁽²⁾	—	—	200
電機・電子工学関係 ⁽³⁾		—	—	225
化 学 ・薬 品関 係	重化学製品・工業用 化学薬品	—	—	300
	セメント	100万トン	16	65
	肥 料	—	—	220
	プラスチック	—	—	25
	紙・新聞印刷用紙	—	—	100
	その他(薬品を含む)	—	—	100
織 維 工 業	綿 織 物	100万ヤード	9,600	100
	ジューツ織物	100万トン	1.2	20
	毛 織 物	—	—	15
	レーヨン・人造繊維	{100万ヤード (織物) 100万ポンド (レーヨン繊維)}	{700 200}	60
食 品 工 業	砂 糖	100万トン	3.25	80
	バナスパティ	10万トン	7.5	15
	そ の 他 ⁽⁴⁾	—	—	35
その他の工業 (おもに中小工業)		—	—	500
計				4,000

(注) (1) 工作機械を含む。(2) 鉄鋼製品、自動車、補助部品、軽工業など。(3) 変圧器、電動機、電線、電纜、充電機、電灯、扇風器、ラジオ受信器など。(4) 食品保存、乳業開発などを含む。

(3) 生活水準の向上とインフレ防止のため、加工産業と消費財工業部門に十分重点をおく。

(4) 中小工業部門における発展。

(5) 鉄鋼、化学、石炭など生産財工業部門の拡大。

(6) 鋳油の踏査と開発, 新非鉄金属, 木材パルプ, 化学パルプなど外貨を獲得する原料の踏査, 採掘, 生産の拡大。

(7) 各種工業 (とくに輸出産業) の拡大。

(注4) *The Times of India*, Oct. 29, 1959. および *The Federation of Indian Chamber of Commerce and Industry, The Third Five Year Plan - A Tentative Outline*.

(注5) 「民間部門による 300 億ルピーの工業投資の根拠は, 計画期間に 1 企業単位 200 万ルピーの投資で約 1 万 5000 の新企業を民間部門で操業せんとする計画による。これはもちろん膨大な計画であり, 資金動員能力, 組織の調整, 行政上の問題, 財政補助などに関する相当な負担となろう。……しかし現在の公共部門中心主義のデイス・インセンティブな経済を改革して民間投資を刺激する経済環境を創出して, 民間企業のインシアチブと自由な競争的活動を与えれば, インドの無限の潜在的経済力はこの投資を可能にしよう。」(*The Times of India*, Oct. 30, 1959.)

3. 資金調達計画

(1) 公共部門の資金調達方法

連盟案による公共部門の資金調達計画は第14表の通りである。

第 14 表 連盟案による公共部門の資金調達
(単位: 1000 万ルピー)

項 目	A	B
經常収入からの繰り入れ金	800	900
鉄道からの繰り入れ金	375	500
借り入れと小額貯蓄	800	900
その他の資本受け取り額	50	175
国 営 企 業 の 利 潤	175	375
対 外 取 入 と 外 国 援 助	1,300	1,550
赤 字 財 政	700	1,100
計	4,200	5,500

このうちAの数値は現在採用されている経済政策がそのまま継続されるものと仮定した場合の資金額を示している。またBの数値は資金の誘因を

ねらった弾力的租税政策の断行と公共企業にもっと積極的役割をもたせることを仮定している。連盟はこの租税政策により, 法人・個人に対する課税率が公共財源を減ずることなく大幅に引き下げられる可能性を指摘している。公共部門の財政については現在の課税の重圧を削減し, 民間投資と経済活動を増大させ, その結果として生ずる生産の永続的増大によりこの減税措置による歳入減少の補正を確保するために根本的再調整をはからねばならぬこと, そしてまた国営企業の商業的運営により, より大きな収益をあげる必要のあることなどを強調している(注6)。

連盟は以上の公共部門の資金調達のみならず, 民間部門の資金調達にも関連して, 赤字財政の効用と外資導入の不可欠なことを論じている。すなわちインフレの危険に対して十分注意をするならば, ある限度までの財源は赤字財政によって他の財源の活動を刺激することにより調達できる。しかし財源に対する主要な寄与は, 公共民間両部門ともに工業と農業の余剰によるべきものである。大規模な工業化計画の設定は外資導入なくしては非現実的であり, したがって民間の外国資本が正しい投資形態で流入するためにもまた生産的目的のために余剰の蓄積を助成するためにも必要な諸条件が設定されなくてはならないというのである。

政府案による公共部門の資金調達はすでに本稿 I の 5 で示したが, 政府案の数値は經常支出額を含むものがあり, 連盟案の数値と直接には比較できないとしても, 連盟案の第14表Bの数値と比較すればつぎのことがいえよう。

(イ) 政府投資は連盟案が 550 億ルピーであるのに対し, 政府案では 670 億ルピーである。

(ロ) 課税による資金調達が連盟案では經常歳入からの繰り入れ金としてわずかに 90 億ルピーを計上

しているのに対して、政府案では直接税・間接税をあわせて実に1040億ルピーに達する新しい租税構造を仮定しており、これから経常支出を差し引いても減税による民間投資活動の活発化を通ずる資本形成を強調している連盟案と正反対の立場を示している。

(イ) 公共企業からの収入として、政府案は鉄道・鉄鋼・肥料などの公共企業からの繰り入れ金100億ルピーで、連盟案は鉄道からの繰り入れ金50億ルピー、資本受け取り額17億5000万ルピーに加えて国営企業の利潤として37億5000万ルピーを計上している(注7)。

(ロ) 外国援助では、政府案100億ルピーに対し連盟案は対外収入と援助として155億ルピーを計上している。またこのほかに連盟案は民間部門の資金調達において30億ルピーの外資を期待している(第15表参照)。

(ハ) 政府案と民間案の根本的相違点には課税収入のほかに赤字財政がある。連盟案ではある程度の財源は赤字財政によって他の財源の活動を刺激することにより調達できるとして110億ルピーの赤字財政をふくめているが、政府案においては課税収入の大幅な増大策をとることにより赤字財政をまったく計上しておらず、この点は連盟案に対してのみならず、第1次・第2次計画の資金調達に比較しても大きな特徴をなすものである(注8)。

(注6) 国営公共企業の商業的経営についてインド商工会議所連盟のG・L・パンサー氏はつぎのように論じている。「公共企業が有力な民間企業と競争して経営する社会では、公共企業が商業的経営をすることが必要である。つまり公共企業の収益はまず原価をカバーしなくてはならない。……しかし今日の要請は公共企業の利潤極大化に対するものである。……資本主義、共産主義いずれの国においても投資はおもに工業企業の収益からなされる。公共部門の工業施設は効率的生産者となり、またいっそうの発展のために余剰を蓄積するように職務を十分に遂行しなければならない。……しかし政府が独占あるいは独占に近い状態に

第15表 連盟案による民間部門の鉱工業投資資金の調達計画

(単位:1000万ルピー)

項 目	A	B
新規発行額	350	500
留保利潤	600	1,000
商業銀行と再割引金融機関	300	600
政府金融機関とその他金融機関	100	175
投資会社とユニット信託	10	25
外国からの貸し付けと外国投資	125	300
その他の信用と担保によるもの	260	400
計	1,735	3,000

ある企業(鉄道、肥料など)では、社会にいっそう高い価格を課して利潤を極大化せんとする大きな誘惑があるであろう。たとえば政府が穀物の全取引を接収するならば、1単位当たりわずかな追加的価格を課することにより大きな収益をあげうるが、これは国民のより貧困な階層の犠牲においてである。」以上のように公共企業の商業的経営を要請すると同時に公共企業の独占化の欠点を懸念して、公共企業による生産物を民間企業によって販売するという方法を示唆している。(The Times of India, Oct. 30, 1959.)

(注7) 注6を参照のこと。

(注8) 第1次計画では公共部門の開発支出(=経常支出+純投資支出)の実績約200億ルピーのうち約5分の1、40億ルピーが赤字財政である。第2次計画では、開発支出480億ルピーのうち赤字は4分の1で120億ルピー、財源未定分は6分の1で80億ルピーである(Government of India, Second Five Year Plan, pp. 77~8 および India, 1958, p.200)。

(2) 民間部門の資金調達計画

政府案においては民間部門の資金調達に関する提案がまったくみられないが、連盟案がつぎのように金融機関の活動と融資範囲の拡大を要請していることは1つの特色をなすものである。

(イ) 現在の資金供給形態では、第3次計画期間における民間部門の多額の資金必要額を維持することがほとんど不可能である。現在の金融方法と課税政策とに基づいて算定するかぎり、鉱工業に

における民間部門の投資額 300 億ルピーの半分も調達できないかもしれないと嘆いている（しかし政府案による同部門への民間投資は 90 億ルピーであり、したがってこのかぎりでは第 15 表の A の数値の資金額があれば十分となるわけである）。

(四) 現在の金融機関に資金調達のいっそう大なる責任と活動を与えるとともに財政政策もまた金融機関が留保利潤による伝統的金融方式によって活動できるように改革されなければならない。

(五) 組織化された証券発行市場や割引市場がない現状では、現存の金融機関ができるだけ多くの引き受けや起業行為をとることが必要である。このためには再割引金融機関 (Refinance Corporation) の活動力を拡大するとともに、準備銀行も農業・貿易および工業活動のための再割引手形機構を改革してこれを補助しなくてはならない。

(六) 商業銀行は長期資金の必要額に対しては信用のわくを拡大して、広範な融資を行わなければならない。また各種計画の技術的可能性を検討して価値のある工業計画を推進するプランをもたなくてはならない。

(七) 以上の金融機関の諸機能の拡大は、再割引金融機関と準備銀行がその複雑な相互関係において各自の役割を十分に果たしてこそはじめて可能となるものである。

(八) 外資の果たす重要な役割もとうてい無視できず、外資がインド経済に着実に流入するような諸条件が確立されなければならない。

なお連盟案による民間部門の鉦工業投資は第 15 表のとおりである。

第 15 表の B の数値は必要な税制改革がすみやかに遂行された場合における資金調達の形態を示している。この場合法人利潤課税が現在より大幅に引き下げられ、また個人貯蓄を可能にするように

個人課税のいっそうの引き下げと調整とが仮定されている。

む す び

以上において、われわれはインドの第 3 次 5 年計画をめぐる民間の考え方を、インド商工会議所連盟案と政府原案との比較検討を通じて明らかにしてきた。もちろん両者の立場を十分に理解するためには、その経済計画面の背景をなしている政治的・社会的関係の分析にまで立ち入ることが必要であることはいうまでもないが、本稿ではそこまで立ち入ることはさし、民間の考え方を明らかにするにとどめた。現在第 3 次 5 年計画については、インド政府によりその規模と形態が検討されているが、とくに計画期間中の純投資支出に関しては、原案の 1000 億ルピー案と計画委員会により新たに提出された 900 億ルピー案とに論議が集中していることが報じられている^(注 9)。それによると、もしこの 900 億ルピー案が承認されれば、1000 億ルピーの投資で計画されている各投資目標が多少削減されることになり、とくに社会サービス支出と中小企業計画が影響をうけ、前者は 20 億ルピー、後者は 10 億ルピー削減される予定である。しかし重要な経済計画目標の 1 つである鉄鋼部門の投資目標は削減されない模様である。また公共部門と民間部門との投資比率も現在までに 65 : 35 案（政府原案は 67 : 33）が有力となっていることである。

第 3 次 5 年計画の最終案は、本稿のはじめに述べた通り、1960 年の 3 月末から 4 月にかけて発表される予定であるが、その規模と形態がどのようなものになってあらわれるとしても、それを生む母体となった政府原案と民間案との関係を考察することは、最終案の内容を知るうえで有益かつ価値あることであろう。

(注 9) *The Times of India*, Jan. 7, 1960.